

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化を重要なテーマと位置付け、「マネジメント体制の強化」、「リスク管理体制の強化」、「ディスクロージャー及びアカウンタビリティの充実」を基軸とした取組みにより、当社グループに対するステークホルダーからの信頼を高め、継続的かつ健全な発展を図ってまいります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

1)マネジメント体制の強化

当社は、経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う体制としております。これまでに役員退職慰労金制度の廃止、取締役の定員枠の縮小、業績や貢献度に連動した役員報酬制度を導入しております。また、取締役の任期を定款で1年と定め、取締役の職務執行の責任強化を図っております。

当社子会社の管理体制に関しましては、「当社からの取締役若しくは監査役の派遣」、「関係会社管理規程に準拠した当社への報告・決裁承認体制」及び「当社の監査役、監査室及び会計監査人による子会社各社の定期監査の実施」等により、子会社の役員及び従業員の職務執行状況の監督・監査を行っております。また、子会社各社の特質等を踏まえ、適切な内部統制システムの整備・指導を行っております。

2)リスク管理体制の強化

a 当社は企業活動の基本にはコンプライアンス(法令遵守)が存在することを認識し、また、会社の資産を保全することがすべてのステークホルダーの期待に応えることであると考え、実効性のあるリスク管理体制の構築・整備・運用に努めております。リスク管理体制を構築する主な組織と役割は次の通りです。

・ 取締役会

企業戦略的な観点からリスク管理を総合的に監督する権限と責任を有する。また、企業戦略を円滑に展開するうえでのリスク管理にかかる適切な資源配分、総合的なリスク対策に関する決定を行う。

・ リスク管理責任者

当社グループのリスク管理の責任者であり、リスクマネジメント委員会、リスクマネジメント実務委員会、CSR推進室、主管・所管部署、リスクオフィサーを統制し、指揮を行う。

・ リスクマネジメント委員会

取締役会の下部組織として、当社グループのリスク管理を適切に行うため、リスク管理に関する方針や方向性を策定し、必要に応じて取締役会に答申、報告を行う。

・ リスクマネジメント実務委員会

当社グループのリスク管理を効果的、効率的に行うために、実際の側面から対策を検討し、リスクマネジメント委員会に対して必要な報告や提案を行う。

・ CSR推進室

社長直轄組織として、リスク全般を統轄管理する。経営者及び各部署間、子会社間の調整をはかり、リスク全般に関する全社的な現状把握及び分析、並びに対策の立案及び実施を一元的に管理する。

・ 主管部署

主管するリスクに関して、CSR推進室と連携して、リスク情報の早期入手、再発防止策の立案等を行う。

・ 推進責任者(リスクオフィサー)

各部署や子会社のリスク管理の推進責任者であり、委員会で検討されたリスク管理に関する事項について各部署等の従業員に周知徹底を図り、自部署等のリスクの管理及びその従業員の教育指導を行う。

b 当社及び当社子会社において法令等を誠実に遵守する体制の一環として、内部通報制度「企業倫理ホットライン」を設置し、重要情報の早期把握に努めております。

3)ディスクロージャー及びアカウンタビリティの充実

当社は、決算発表の早期化及び株主への報告書・アニュアルレポートやホームページ等のIR情報の充実を図るとともに、開示規則に基づくディスクロージャーのみならず、自主的で積極的なタイムリー・ディスクロージャーにより、透明性の向上に努めております。

また、「アカウンタビリティの充実」につきましては、株主総会、アナリスト説明会及び個人投資家向け説明会等を通じ、当社の経営方針や諸施策の取組み状況などを詳細にご説明させて頂くことにより、当社をより一層ご理解・ご信頼頂けるよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・塩野義製薬株式会社退職給付信託口)	5,400,000	5.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,830,600	4.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,368,300	3.58
塩野義製薬株式会社	3,306,088	3.51
スズケングループ従業員持株会	3,192,803	3.39
別所 弘子	2,818,400	2.99
伊澤 久代	2,206,800	2.34
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	2,126,200	2.26
エーザイ株式会社	1,892,587	2.01
鈴木 慶子	1,881,900	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当該事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携につきましては、監査役会にて年4回、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと会合を行い、会計監査人による「監査計画」、「監査等実施報告書(中間報告)」、「監査等実施報告書(下期報告)」、「監査実施報告書」及び「監査報告書」を受領し、それぞれにつきその都度説明を受け、意見交換を行っております。
また、会計監査人による当社の事業所及び子会社の往査に監査役が同行するなど、相互連携による効率的かつ有効な監査を実施しております。

監査役と内部監査部門である監査室との連携につきましては、年度監査計画立案について意見交換を行い、効率的な監査の実施に努めるとともに、監査室は監査役会に対し定期的に監査結果の報告を行うほか、監査室の実地監査に監査役が同行するなど、相互連携による効率的かつ有効な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岩谷 敏昭	弁護士									○
仲津 眞治	他の会社出身者									○
井上 龍哉	公認会計士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
岩谷 敏昭	○	平成 6年 6月～ 当社監査役	弁護士としての高度な専門的知識・見識を有し、客観的かつ中立的な監督・監視に適任と考え、監査役に招聘しております。 また、独立役員の属性として証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。指定に当たっては事前協議の上、本人の同意を受けて指定しております。
仲津 真治	○	平成20年 6月～ 当社監査役	企業経営に関して豊富な経験、幅広い見識を有し、客観的かつ中立的な監督・監視に適任と考え、監査役に招聘しております。 また、独立役員の属性として証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。指定にあたっては事前協議の上、本人の同意を受けて指定しております。
井上 龍哉	○	平成22年 6月～ 当社監査役	公認会計士としての高度な専門知識・見識を有し、客観的かつ中立的な監督・監視に適任と考え、監査役に招聘しております。 また、独立役員の属性として証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものはなく、高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。指定にあたっては事前協議の上、本人の同意を受けて指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬の決定につきましては、「取締役・執行役員評価内規」に基づき、「連結当期純利益」、「連結配当性向」、「連結自己資本当期純利益率」、「全社業績指標」及び「担当部門業績指標」を用いた総合的な業績評価を実施し、「指名・報酬委員会」での総合的・客観的な検討を経て、取締役会にて報酬を定めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

第65期事業年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)に当社取締役へ支払った報酬の総額は248百万円であります。なお、取締役の報酬等につきましては、有価証券報告書にて開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への取締役会決議事項に係る情報の提供に関しましては、決議事項に係る主管部署若しくは常勤監査役からの事前の説明及び資料配布にて行っております。

社外監査役の監査・監督業務執行の実効性をより高める為、社外監査役が当社の社内コミュニケーションシステムを通じて、取締役、執行役員並びに従業員と同様の情報を入手できる環境を整え、また、常勤監査役が適宜社外監査役に必要な情報を提供しております。加えて、取締役より社外監査役に対し、適宜社内的重要会議への出席要請などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役・取締役会

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」並びにその他社内規程に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の状況を監督します。

平成23年3月期は25回の取締役会を開催し、法令により定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員からの報告を通じ、職務執行の的確性・効率性等を相互に監督・監視しております。

取締役会での意思決定の妥当性及び職務執行の適法性・適正性の確保につきましては、当社の状況や経営環境に精通し、かつ高度な専門的知識・見識を有する社外アドバイザー1名及び監査役5名(内、社外監査役3名)が常時取締役会に出席、意見表明を行い、多面的に監督・監視を行っております。

(2) 監査役・監査役会

当社の監査役会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催しております。平成23年3月期は15回の監査役会を開催し、監査結果の報告を行うほか、必要な事項について協議を行っております。

各監査役は監査役会の定めた監査役監査基準、年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所及び子会社において、業務及び財産の状況、法令等の遵守体制、リスク管理体制等の内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行っております。また、必要に応じて子会社から報告を受けております。

また、監査役として社内の課題に精通した常勤監査役2名と、それぞれが法律、会計の専門家等である社外監査役3名を選任し、モニタリング機能の充実を図っております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の監査室(16名)が担当し、内部監査規程に基づき、当社の事業所及び子会社を対象として、コンプライアンスの徹底、リスクコントロールを重点に、内部統制が的確に機能しているかについて監査を行っております。

監査室は、年度ごとに監査計画を立案し、社長より承認を受けた「監査計画」に基づき、実地監査と書面監査を併用して行い、監査終了後は社長に「監査報告書」を提出しております。「監査報告書」の内容から社長が改善を必要と認めた事項について、監査室は被監査部署に対し「改善指示書」により改善指示を行い、改善計画の作成とその実施状況について「監査改善状況報告書」にて報告させております。

(4) 指名・報酬委員会

取締役及び執行役員の指名・報酬に関しましては、社外有識者を含む「指名・報酬委員会」の設置により、その透明性・客観性を確保しております。なお、当該委員会は、法令に基づく委員会ではございません。

(5) 会計監査の状況及び監査報酬の内容

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、公正不偏の立場から正しい経営情報を提供し、有効的な監査が実施される環境を整えております。会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等につきましては、次のとおりであります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等4名及びその他10名で構成されております。

〈業務を執行した公認会計士の氏名・所属する監査法人〉

指定有限責任社員 業務執行社員 西松 真人 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 服部 則夫 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 加藤 克彦 有限責任監査法人トーマツ

注 継続監査年数については全員7年以内であるため記載を省略しております。

有限責任監査法人トーマツに対する報酬は、次のとおりであります。

監査証明業務に基づく報酬 78百万円

非監査業務に基づく報酬 37百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は、原則月2回の開催により迅速かつ効率的な意思決定を行っております。各取締役は当社の事業に対し、豊富な知識・経験を有し、意思決定等の適法性・適正性の確保につきましては、各取締役の十分な議論に基づく相互の牽制を行っております。それに加え、監査役及び社外アドバイザーによる監督・監視により、実効的な管理体制を整えております。

社外アドバイザーにつきましては、業界に精通した者を選任し、客観的、中立的かつ自由な立場で助言ができる体制をとっております。

また、監査役につきましては、高度な専門知識を有する弁護士、公認会計士及び有識者等の社外監査役で過半数を占めております。当該社外監査役につきましては、当社との間で特別な利害関係はなく、それぞれ独立役員として指定しております。

これらのことから、当社は社外取締役を選任しておりませんが、現状の体制において社外取締役を代替するに足る客観性、中立性を備えた機能を十分に確保していると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様十分に議案をご検討いただくため、招集通知発送を、法定では2週間前のところ、3週間前に実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様利便性向上に資するべく、インターネットによる議決権行使が可能な環境を整え、平成18年6月の定時株主総会より実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様利便性向上に資するべく、平成19年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
その他	株主総会に対する当社の方針としましては、「アカウンタビリティの徹底」を基軸としております。当社の経営方針や諸施策の取組み状況などを直接株主の皆様詳細にご説明・お伝えできる最良の機会と捉え、大型スクリーンを利用してビジュアル的にご説明させて頂くなど、当社に対しより一層ご理解・ご信頼を深めて頂けるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業倫理綱領及び企業倫理綱領ガイドブックにおいて、「企業情報の適切かつタイムリーな開示」を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社グループをより一層認識して頂くことを目的とし、平成19年3月より「個人投資家向け説明会」を実施し、IR活動の強化に努めております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	「アナリスト・機関投資家向け決算説明会」を、社長自らの説明により、年2回定期的に実施しております。また、アナリスト及び機関投資家への個別訪問説明を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「データブック」、「株主への報告書」、「適時開示資料」及び「英文アニュアルレポート」などを適時掲載しております。 http://www.suzuken.co.jp また、社長自らの説明による年2回の「アナリスト・機関投資家向け決算説明会」の内容を、画像及び音声にて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署：企画本部内「広報部」及び「経営企画部」 ・IR担当役員：取締役副社長執行役員 企画本部・情報システム本部・管理本部・薬事管理部・CSR推進室担当兼企画本部長 伊藤 高人 ・IR事務連絡責任者：常務執行役員経営企画部長 宮田 浩美	
その他	国内外投資家の当社訪問を適宜お受けさせて頂いているとともに、詳細な説明を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社子会社の全ての役員、執行役員及び従業員に適用する「企業倫理綱領」にて、「企業倫理に対する姿勢」、「役員、執行役員及び従業員各々の責務」及び「運用体制」等を明文化し、社内コミュニケーションシステムの活用などにより、その浸透と啓蒙を図っております。また、「企業倫理綱領」の運用体制として、別途「企業倫理綱領ガイドブック」にて細則及び具体的な活動内容を表し、その実効性を確保しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社及びグループ全体の実効性のあるリスク管理を推進するために「リスクマネジメント委員会」、「リスクマネジメント実務委員会」及び社長直轄の組織である「CSR推進室」が中心となり、当社及び当社子会社を取り巻く諸リスクを組織的・体系的・自律的に管理・対応する体制の強化に努めております。

環境保全活動につきましては、社長が最高責任者として自ら策定した環境方針に基づき、地域社会と協調しながら、環境負荷を低減する環境マネジメント体制の継続的な改善に努めております。その具体的実践としましては、電力を節約する氷蓄熱空調システムの採用や、軽自動車・ハイブリッド車の導入などを進めてまいりました。環境目標の達成に向けた実践の成果としまして、平成16年3月に当社本社において環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を取得しております。現在では、江南物流センター、戸田物流センター、阪神物流センター、東京事務所にまで適用を拡大し、明確な年度目標の設定と啓蒙・実行により、第三者機関による継続的な監査及び維持審査に対応しております。

重要な経営資源である情報の保全につきましては、「CSR推進室」を中心として厳格な情報管理体制の構築に努めております。具体的な取組みとしましては、情報システム部門において、平成18年12月に情報セキュリティマネジメントの国際標準規格「ISO27001」の認証を取得しております。

また、当社は大震災等の災害時を想定した事業継続計画（BCP）の一環として、災害対策システムを整備するとともに、的確かつ迅速な対応が図れるよう定期訓練を実施しております。社会基盤の一翼を担う企業として、「必要な医薬品」を「必要な時」に「必要なところ」へお届けするために、医療機関等との協力関係構築に努めるとともにその責務を果たせるよう、継続的に実効性の高い体制構築に取り組んでおります。

社会貢献活動につきましては、「国民保健に関する科学の進歩と、国民福祉の向上に寄与すること」を目的として、「鈴木謙三記念 財団法人 医科学応用研究財団」を設立し、医学、薬学、医工学など医療関連諸科学の医療への応用に関する調査研究と助成活動を行っています。

また、名古屋・東京・大阪のNHK文化センターとの共催による「スズケン市民講座 -21世紀心の時代を拓く-」を実施しており、次代を担う学生を招待するなど行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

透明性の高い経営体制構築の一環として、企業倫理綱領ガイドブックにて企業情報の適切かつタイムリーな開示についての具体的指針を明文化し、積極的かつ適時な情報開示を実践しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンス及びCSRへの対応強化として、効率的かつ健全性が高く、また継続的な「評価」と「改善」による質の高い内部統制システムの追求と構築、コンプライアンス、リスク管理に関する方針等の周知徹底を通じた実践的運用に努めることを第一義と捉えております。

(1) 当社は平成18年5月施行の会社法・同施行規則に基づき、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しています。決議の内容(平成23年4月13日改正)は下記の2.のとおりです。

(2) 財務報告に係る内部統制への対応につきましては、社長直轄の組織である「CSR推進室」が中心となり、内部統制に関連する諸規程・マニュアルの整備や、運用ルールの周知徹底・教育を図るとともに、監査室との連携による運用状況の継続的モニタリングを行い、内部統制の経営者評価が確実に実施できる体制を整えております。

2. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 当社グループ経営理念及び当社の経営理念・行動指針である「SOFT21」並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、社内コミュニケーションシステム及び研修等を通じ、取締役、執行役員及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。

・ 取締役の職務執行の適法性・適正性については、幅広い見識・知見を有する社外有識者、社外取締役及び社外監査役の充実により、一層の監督機能・監督体制の構築に努める。

・ 社長直轄の内部監査を所管する「監査室」が業務執行ラインの統制機能の有効性を監督し、適法性及び適正性を継続的にモニタリングする。

・ 取締役会の下部組織として、組織横断的かつ包括的にリスク管理を行う「リスクマネジメント委員会」及びリスク管理を効果的・効率的に行うための「リスクマネジメント実務委員会」を設置し、継続的にモニタリングを行うとともに、内部通報制度「企業倫理ホットライン」により、当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員の職務執行の健全性を保持する。

・ 財務報告に係る内部統制については、社長直轄の「CSR推進室」がこれを補助・推進し、金融商品取引法及び関係法令等の適合性の確保、関係諸規程の整備、ITの活用などによる最適な管理体制の構築に努めるとともに、従業員等に対する適正な業務執行に関する教育・指導により、実効性の高い運用を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・ 取締役の職務の執行・意思決定に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に準拠して保存管理を行い、管理本部担当執行役員が統括して管理する。

・ 前項の情報の保管期間は法令及び「文書保存期限一覧表」の定めに従う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ リスク管理規程を中心に情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、防災管理規程などを整備し、当社及び子会社に係るリスク(組織・戦略、情報管理、業務管理、コンプライアンス、災害・事件・事故、財務報告関係)を網羅的・総合的に管理する体制の構築・整備・運用を行っている。

・ リスク管理が有効的に機能するよう、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、自律的・継続的にモニタリングを行う。また、リスク全般を一元的に管理する社長直轄の組織「CSR推進室」との緊密な連携により、業務執行上の危機管理及びリスク発現の未然防止や被害の最小化、被害の拡大防止に向けた取組みを推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行を執行役員が担う体制とし、「取締役会規程」「執行役員規程」などによる職務権限の明確化により、迅速かつ効率的に職務を執行する。

・ 取締役会は、明確な経営計画を策定し、その目標の全社的浸透を図るとともに、各部門を担当する執行役員は目標達成のための具体的かつ効率的施策を策定し、執行する。

・ 取締役は、毎月2回の取締役会において、担当取締役・執行役員からの報告により、業務の執行状況及び適正性を監督・確認し、恒常的に目標達成の確度・効率性の向上のための施策を検討し、実施する。

・ 社内コミュニケーションシステムなど、IT技術等の活用による全社的業務効率向上のための体制整備を推進する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

・ 当社子会社の管理については、「関係会社管理規程」に準拠し、経営上の重要事項は逐一当社に報告するとともに、その意思決定については当社の承認を要する事とする。

・ 監査役、監査室及び会計監査人は当社及び子会社の定期的監査を行い、経営諸活動の執行状況を、独立的・客観的に評価を行う。また、監査において改善すべき点が発見された場合、被監査部署・被監査子会社に対し勧告・助言を行い、必要に応じ改善状況の報告を求め、有効的な内部統制体制の保持に努める。

・ 当社リスクマネジメント委員会を中心に、子会社のリスクマネジメント担当部門との緊密な連携により、グループ全体の有効的リスク管理体制の構築を推進する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・ 監査役の職務を補助すべき従業員として、総務部法務・株式課統轄課長が監査役の補助を行う。

・ 監査役が職務を円滑に遂行するため、さらに補助する従業員の設置を求める場合、取締役は原則としてこれに応諾するとともに、迅速に必要な協力を行う。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・ 監査役会規程に基づき、総務部法務・株式課統轄課長の人事について監査役会と意見交換を行う。

・ 監査役の職務執行を補助する総務部法務・株式課統轄課長及び必要に応じ監査役の職務執行を補助する従業員については、監査役の補助職務の範囲においては取締役以下、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・ 取締役、執行役員及び従業員は監査役に対し、重要事項が生じた場合は適時報告を行う。また、経営会議・リスクマネジメント委員会等、監査役の社内重要会議への出席を通じ、逐次当社及び子会社の重要事項を報告する。

・ 監査室長においては、監査役に対し定期的な監査報告を行い、また監査役の求めに応じ調査を行う。

・ 取締役、執行役員及び従業員は、「内部通報規程」に則り、法令・定款に違反する事実等直接的若しくは「企業倫理ホットライン」を通じ、CSR推進室に報告する。また、CSR推進室は、必要に応じ接受した情報を監査役に報告を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 取締役、執行役員及び従業員は、監査役からの報告要求や重要書類閲覧要求などに迅速に対応するとともに、監査役と取締役、会計監査人及び監査室等との定期的意見交換の機会確保や、社内重要会議への出席機会の確保などにより、監査役の監査業務の実効性向上に努める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業は社会の公器であること」の認識及び「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨む。

・ 重要な行動指針である「企業倫理綱領」及び「企業倫理綱領ガイドブック」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求等に対する姿勢及び具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションシステム等を通じた教育・研修により、全ての役員、執行役員及び従業員への周知徹底に努める。

- ・ 子会社のリスク管理責任者を含め、当社グループにかかるリスクに関する検討を行う「リスクマネジメント委員会」にて、外部専門機関等から入手した反社会的勢力に関する情報を共有・注意喚起を図る。
- ・ 反社会的勢力への対応は総務部を統括部署とし、警察当局や愛知県企業防衛対策協議会等、外部専門機関との緊密な連携体制を整える。
- ・ 反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施及び外部専門機関等からの反社会的勢力に関する情報の早期収集に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

前記『内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況』の『2. 内部統制システム構築の基本方針（10）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況』に記載の通り、当社は、「企業は社会の公器であること」の認識及び「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨みます。

- (1) 当社は、重要な行動指針である「企業倫理綱領」及び「企業倫理綱領ガイドブック」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求等に対する姿勢及び具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションシステム等を通じた教育・研修により、全ての役員、執行役員及び従業員への周知徹底に努めております。
- (2) 当社は、子会社のリスク管理責任者を含め、当社グループにかかるリスクに関する検討を行う「リスクマネジメント委員会」にて、外部専門機関等から入手した反社会的勢力に関する情報を共有・注意喚起を図っております。
- (3) 反社会的勢力への対応は総務部を統括部署とし、警察当局や愛知県企業防衛対策協議会等、外部専門機関との緊密な連携体制を整えております。
- (4) 反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施及び外部専門機関等からの反社会的勢力に関する情報の早期収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社グループは「コンプライアンスの強化」「コーポレート・ガバナンスの強化」を基軸とし、企業価値の向上を通じ、ステークホルダーの皆様の信頼を高めていく事が最大の防衛策であると考えております。
しかしながら、近年の経済環境の変容等を鑑みますと、企業価値を毀損するような予期せぬ敵対的買収のリスクも常に認識・想定する必要がありますものと考え、機動的かつ適切に対応できる体制の構築について検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

ステークホルダーに対する「企業活動の社会的公正性確保」、「リスクマネジメント強化」及び「環境への配慮」など、コーポレート・ガバナンス及びCSR対応の責務・課題はより一層拡大・多岐に渡ってまいります。当社及び子会社は相互の緊密な連携により、コーポレート・ガバナンス及びCSR対応への有効的な体制構築に継続的に取り組み、ステークホルダーの満足度向上と信頼獲得に努めてまいります。

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 当社グループにおける情報開示に関する社内体制

当社グループは、企業倫理綱領及び企業倫理綱領ガイドブックにおいて「企業情報の適切かつタイムリーな開示」(※参照)を定め、取締役会で決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法および取引所の定める適時開示規則により要請される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えらると思われる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

なお、決算関連情報と決算関連情報以外の会社情報の情報開示に関する社内体制は以下のとおりであります。

・ 決算関連情報

経理部で作成し当該業務担当取締役および情報開示責任者と協議後、代表取締役提出し取締役会の決議を経て確定しております。

適時開示につきましては、経理部・広報部・経営企画部が担当し取締役会決議後直ちに実施しております。

・ 決算関連情報以外の会社情報

子会社を含む社内各セクションの情報を広報部・経営企画部および情報開示責任者が集約・協議を実施し、開示の適否を審査しております。その情報が重要事実の場合は、取締役会の決議後直ちに適時開示をおこない、発生事実の場合は情報開示責任者と代表取締役が協議の上、速やかに開示をおこなっております。その後、取締役会で報告をしております。

上記の情報につきましては、社内規程であります「インサイダー取引管理規程」に基づき情報管理を徹底しております。

又、開示情報につきましては確定後速やかに当社ホームページ上で開示しております。

(2) 取締役会における適時開示情報の審議

当社は適時開示情報全てを取締役会において審議しております。

取締役会におきましては、意思決定の妥当性を社外アドバイザーが、適法性を監査役がチェックしております。尚、監査役は弁護士であります社外監査役を含めて常時取締役会に出席し意見表明しております。

又、決算情報等の信頼性の基盤となる社内体制および業務プロセスのモニタリングにつきましては、子会社を含む社内各組織の内部統制活動の監視として、監査役の会社法上の監査のほか、監査室が業務執行状況の監査を実施し、代表取締役に報告・改善提案をおこなっております。

※「企業情報の適切かつタイムリーな開示」

近年、コーポレートガバナンスの必要性が高まり、企業には自己管理機能、自浄機能、内部統制機能の強化が求められてきています。これらの機能を強化し、経営の透明性・公平性・公正性を高め、株主や投資家はもとより顧客、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダー(利害関係者)と充実した関係を築き、社会に対して適切な情報開示をしていく責任があります。

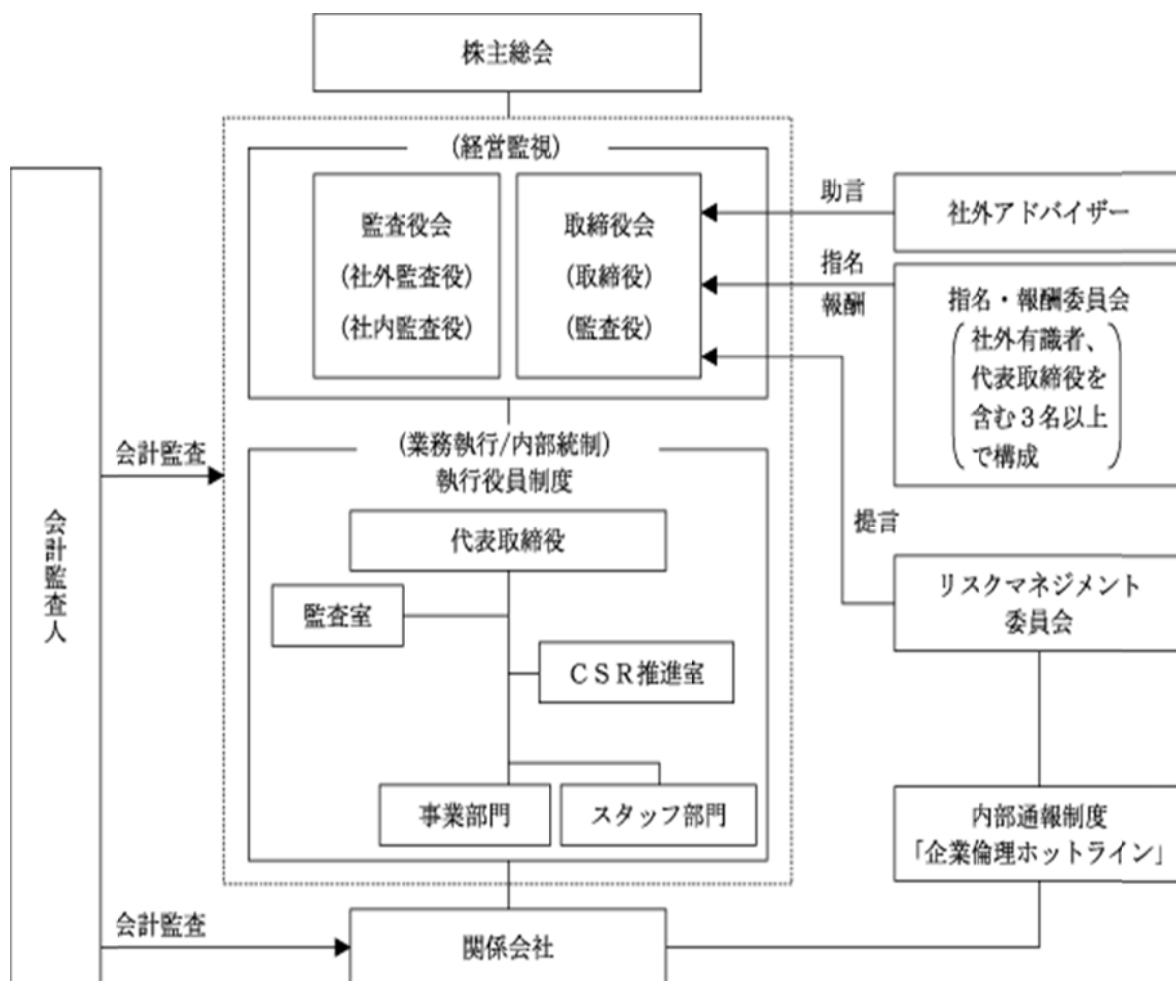
当社は、会社法、金融商品取引法等の法制度に基づく企業情報はもとより、透明性の高い経営システムを構築し、現在のありのままの姿を適切・公正かつタイムリーに開示することによって、社会から信頼される、開かれた企業を目指します。

1) 企業情報の正確性を常に確保し、適切な時期・方法により公平に情報開示するよう心がけて下さい。

2) 情報開示は、企業がその組織を通しておこなう行為であり、個人が独断でおこなうべきものではありません。役員、執行役員および従業員が、新聞、雑誌、TV等のマスメディアと接触し、情報を開示する場合は、事前に情報開示責任者あるいは広報責任者の了解を得なければなりません。

3) 企業秘密等の内部情報が事前に漏洩しないよう十分な注意をして下さい。

【 コーポレート・ガバナンス体制についての模式図 】



※各種委員会は法令に基づく委員会ではありません。

【 適時開示体制の概要 】

